

事務連絡
令和4年4月1日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局地域医療計画課
厚生労働省医政局医事課
厚生労働省健康局健康課
厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

消費者安全法に基づく消費者事故等に関する情報の通知について（周知）

標記については、令和3年9月30日付け事務連絡「消費者安全法に基づく消費者事故等に関する情報の通知について」により、消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第12条第1項及び第2項において、都道府県知事や市町村長等は、法第2条第7項に規定する重大事故等が発生した旨の情報を得たとき及び同条第5項に規定する消費者事故等（重大事故等を除く。）が発生した旨の情報を得た場合であって被害拡大等のおそれがあると認めるときは、内閣総理大臣（消費者庁長官）に通知することとされている旨、周知したところです。

先般、本制度の周知等について消費者庁より別添のとおり依頼がありました。

各都道府県、保健所設置市及び特別区におかれては、医療類似行為等による事故情報をはじめとした消費者事故等に関する情報を保健所等において受け付けた場合に、引き続き同法に基づく通知が遺漏無く行われるよう、本制度について改めて御了知いただくとともに、適切な対応の徹底をお願いします。

なお、本制度の関係法令や運用マニュアル等は、次に掲げる消費者庁のホームページに掲載されていますので、併せて御参照ください。

（参考）

1. 事故情報の集約等（消費者庁ホームページ）

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/centralization_of_accident_information/index.html#safety_law

2. 事故情報データベースシステム

<https://www.jikojoho.caa.go.jp/ai-national/>